5．品質管理

5.1　情報セキュリティ監査の品質管理

監査人は、監査結果の適正性を確保するために、適切な品質管理を行わなければならない。監査の目的によっては品質を確保するための専門的能力と実務経験を有する品質管理担当者を設定する。

5.2　被監査主体におけるリスクの特徴の考慮

監査人は、監査の実効性を高める観点から、被監査主体におけるリスクの特徴を考慮した監査（リスクベース監査）を行わなければならない。

Ⅲ．実施基準

1．監査計画の立案

監査人は、実施する情報セキュリティ監査の目的を有効かつ効率的に達成するために、監査手続の内容、時期及び範囲等について適切と考えられる監査計画を立案しなければならない。監査計画は、事情に応じて適時に修正できるように弾力的に運用しなければならない。

2．監査の実施

2.1　監査証拠の入手と評価

監査人は、監査計画に基づいて、適切かつ慎重に監査手続を実施し、アシュアランス（保証）又はアドバイザリー（助言）についての監査結果を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠を入手し、評価しなければならない。

2.2　監査調書の作成と保存

監査人は、実施した監査手続の結果とその関連資料を、監査調書として作成しなければならない。監査調書は、監査結果の裏付けとなるため、監査の結論に至った過程がわかるように秩序整然と記録し、適切な方法によって保存しなければならない。

3．監査業務の体制

監査人は、情報セキュリティ監査の目的が有効かつ効率的に達成されるように、適切な監査体制を整え、監査計画の立案から監査報告書の提出及び改善までの監査業務の全体を管理しなければならない。

4．他の専門職の利用

監査人は、情報セキュリティ監査の目的達成上、必要かつ適切と判断される場合には、他の専門職による支援を考慮しなければならない。他の専門職による支援を仰ぐ場合であっても、利用の範囲、方法、及び結果の判断等は、監査人の責任において行われなければならない。

Ⅳ．報告基準

1．監査報告書の提出と開示

監査人は、実施した監査の目的に応じた適切な形式の監査報告書を作成し、遅滞なく監査の依頼者に提出しなければならない。監査報告書の外部への開示が必要とされる場合には、監査人は、監査の依頼者と慎重に協議の上で開示方法等を考慮しなければならない。

2．監査報告の根拠

監査人が作成した監査報告書は、監査証拠に裏付けられた合理的な根拠に基づくものでなければならない。

3．監査報告書の記載事項

監査報告書には、実施した監査の対象、実施した監査の概要、結果の表明（アシュアランス型では意見、アドバイザリー型では助言）、制約又は除外事項、その他特記すべき事項について、監査人が監査の目的に応じて必要と判断した事項を明瞭に記載しなければならない。

4．監査報告についての責任

監査報告書の記載事項については、監査人がその責任を負わなければならない。

○国土交通省告示第八百四十三号

熊本空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　熊本空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　熊本空港内及びその周辺　熊本県菊池郡菊陽町

四　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
進入角指示灯	発光ダイオード、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大七万九千カンデラ、航空赤最大二万千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個
旋回灯	発光ダイオード、航空白の不動光	最大二十一万カンデラ	滑走路25側末端から九百メートルまで右側滑走路灯列の外側
（略）			

変更前

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
進入角指示灯	白熱電灯、上層航空白、下層航空赤の不動光	航空白最大十万カンデラ、航空赤最大一万七千カンデラ	着陸しようとする航空機から見て滑走路接地帯の左外側に一灯列四個
旋回灯	ナトリウム放電灯、航空司変白の不動光	最大九十八万カンデラ	滑走路25側末端から九百メートルまで右側滑走路灯列の外側
（略）			